



# 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業のご案内 (継続品目用)

継続300401

■ ストーマ用器具 ■ 紙おむつ ■ 気管孔用プロテクター ■ 人工喉頭(埋込型人工鼻) ■ 収尿器

横浜市では、「横浜市重度障害者(児)日常生活用具給付事業」によって上記5品目を「継続品目」として給付しています。

## 1 基準額(給付の上限額)と対象要件 (注) 具体的な対象種目は、裏面「6 ストーマ用器具、紙おむつの対象種目」を参照

品目 (型式)	6か月分を申請時の基準額		対象者要件 ※ 下記その他、年齢要件等あり
	月額基準額	6か月分	
ストーマ用器具 (消化器系) (注)	(10,000円)	60,000円	ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害を有し、以下①～③のいずれかに該当する方 ①ストーマ造設を行っている方 ②腹部・背部から腎臓、膀胱等にカテーテルを留置することによって、尿路の変更を行っている方 (※カテーテル自体は制度対象外) ③治療困難な腸痙を有する方
ストーマ用器具 (尿路系) (注)	(13,000円)	78,000円	⑦上記ストーマ用器具の対象者要件に該当する方であって、ストーマ用器具の装着が困難な方 ⑧脳原性運動機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上で、対象者要件 (※福祉保健センター窓口でご確認ください。) に該当することが、医師の意見書によって確認できる方
紙おむつ (注)	(原則 5,000円)	原則 30,000円	⑨ぼうこう又は直腸の機能障害を有し、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある方、若しくは先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者に該当する方。その他、要件・基準額について、福祉保健センター窓口でご確認ください。
	(5,000円)	30,000円	⑩知的障害の程度が重度であり、排泄コントロールが困難であると、医師の意見書によって確認できる方 ⑪外傷等の理由によって身体障害者手帳の交付を受け、その外傷等を起因として完全尿失禁又は便失禁を伴う等、対象者要件 (※福祉保健センター窓口でご確認ください。) に該当することが、医師の意見書によって確認できる方
気管孔用プロテクター	(350円)	2,100円	音声機能障害の身体障害者手帳があり、咽頭・喉頭を摘出している方
人工喉頭 (埋込型人工鼻)	(23,100円)	138,600円	音声機能障害又は言語機能障害の身体障害者手帳があり、無喉頭、発声筋麻痺等によって音声を発することが困難な方 (常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限ります。)
収尿器	(5,000円)	30,000円	身体障害者手帳の交付を受け、排尿コントロールの困難な排尿障害を有する方

## 2 手続きに必要なもの

- 購入前に、事前相談・申請が必要です。また、下記の他に追加の書類提出が必要となる場合があります。
- 対象者ご本人以外の方が申請する場合は、申請する方の身元確認書類をお持ちください。

① 個人番号(マイナンバー)のわかるもの	心身に障害がある、制度対象となる方のもの。
② 障害者手帳	対象要件及び対象者本人確認のため必要です。申請時に窓口にてご提示ください。
③ 見積書	取扱事業者にて作成を依頼し、窓口にお持ちください。
④ (対象要件が1の⑦、⑧、⑨の場合は必須) 紙おむつ用医師意見書	書式は窓口にて、事前相談時にお渡しします。かかりつけ医にて作成を依頼してください。
⑤ 障害者(児)日常生活用具給付事業申請書	申請時に窓口にて記入してください。
⑥ 世帯状況・収入等申告書	
(市外から転入され市民税が横浜市で課税されていない場合) ⑦ ・税照会の同意書、委任状 ・市民税課税証明書(※16歳未満の扶養を確認する場合)	対象者の年齢や世帯構成、税額等によって、ご用意いただく書類の種類や範囲が異なります。事前に相談窓口でご確認ください。

## 3 見積書

- 作成は、購入予定の事業者にて、この制度の利用の可否を確認の上、依頼してください。
- 見積書には、品目名その他、商品名、内容量、種目名、単価、数量、申請期間(〇月～〇月分)、合計金額、対象の方の住所・氏名等の記載が必要です。
- 必要量の記載によって合計金額が基準額を超える場合があります。その超えた額は、利用者負担になります。
- 記載方法は、横浜市ホームページ「日常生活用具」から「事業者の方へ」のページでもご確認いただけます。

裏面へ続く

#### 4 利用者負担額

- (1) 原則として、1割負担です。ただし、世帯の課税状況に応じて一回の申請ごとに、負担上限額が設定されています。
- (2) 世帯の範囲は、①18歳以上（障害者）：本人と配偶者  
 ②18歳未満（障害児）：保護者の属する世帯全員（単身赴任等の保護者を含む。）です。

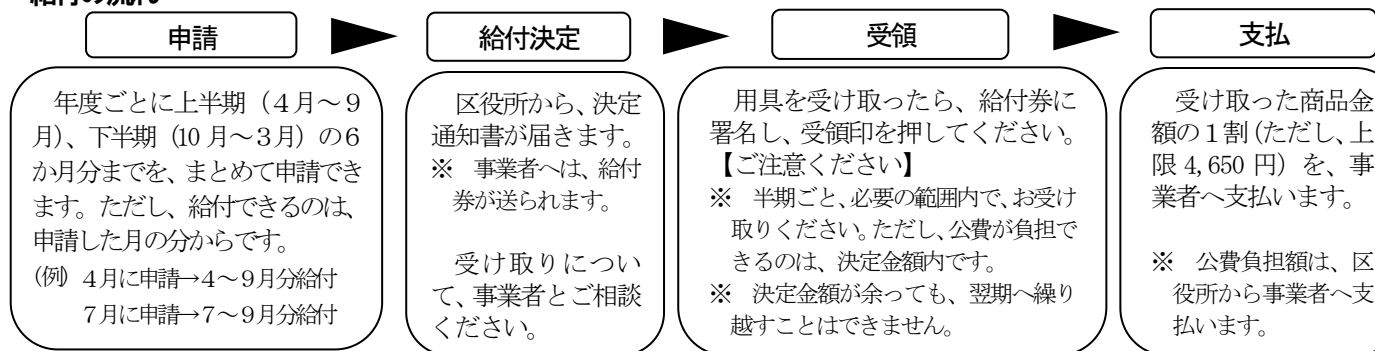
区分	世帯の課税状況等	負担上限額
生活保護世帯	※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。 生活保護世帯等	0円
低所得	市民税非課税（注1）世帯	0円
一般	市民税課税世帯であって、市民税所得割額（注1）が最も高い方の税額が、 <u>46万円未満（注2）</u> の世帯	4,650円
制度対象外	いずれかの世帯員の市民税所得割額（注1）が、 <u>46万円以上（注2）</u> の世帯	対象外

（注1） 市民税額は、①申請する月が7～翌年3月の場合：当該年度、②4～6月の場合：前年度のものを、確認します。

（注2） ①平成30年度以降の市民税額について、指定都市にお住まいの方であっても、引き続き税制改正前の標準税率（6%）を用います。所得割額は、②住宅借入金等特別税額控除、③寄付金税額控除が、控除される前の額を用います。また、④年少・特定扶養親族控除が、廃止される前の計算を用います。

なお、⑤横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱に基づくみなし適用の対象です。

#### 5 給付の流れ



#### 6 ストーマ用装具、紙おむつの対象種目

	種目名	種目対象品		種目名	種目対象品	
ストーマ用装具	消化器系	ワンピース装具・フランジ・パウチ	ストーマ用装具	洗腸用具	洗腸セット	
	尿路系	ワンピース装具・フランジ・パウチ			洗腸袋	
	蓄尿バッグ	レッグバッグ		洗腸袋用クリップ	洗腸用ストッパー（洗浄液注入に用いるもの）	
		ナイトドレナージバッグ		洗腸用フェースプレート	洗腸用チューブ	
	補正剤	補正用皮膚保護剤 凸面リング（コンバックスインサート等）		洗浄液バッグ	入浴等補助具	ミニパウチ
	皮膚保護剤	ペースト・パテ・パウダー・ウエハー スキンバリア		ストマキャップ		ミニパッド
	消臭剤	消臭パウダー・消臭フィルム 消臭液・消臭シート		紙おむつ		テープタイプ
	潤滑剤	潤滑剤			パンツタイプ	パンツタイプ
	凝固剤	凝固剤			フラットタイプ	フラットタイプ
	剥離剤	リムーバー		紙おむつ	尿取パット	尿取パット
	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター	洗腸用具		洗腸セット	洗腸セット
	穴あけ用器具	専用ハサミ			洗腸袋	洗腸袋
		専用カッター			洗腸袋用クリップ	洗腸袋用クリップ
固定具	サージカルテープ 固定用ベルト・ストーマベルト・腹帯	洗腸用ストッパー（洗浄液注入に用いるもの）		洗腸用ストッパー（洗浄液注入に用いるもの）		
接続管	ウロ接続管・コネクター・接続用チューブ	洗腸用フェースプレート	洗腸用フェースプレート			
閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ・ストッパー	洗腸用チューブ	洗腸用チューブ			
ストーマカバー	パウチカバー、ウロバッグカバー	洗浄液バッグ	洗浄液バッグ			

申請、ご相談、書類の確認	お住まいの区の区役所内、【高齢・障害支援課／子ども家庭支援課】まで、直接ご連絡ください。
制度全般に関すること	健康福祉局障害福祉課 電話：671-3931（市役所本庁） FAX：671-3566（市役所本庁）